



環境報告書 2019

ERCA Environmental Report 2019

独立行政法人環境再生保全機構
エルカ
ERCAが発行する
「環境報告書2019」を
お届けします。

CONTENTS

環境報告の基本的要件	1
理事長メッセージ	2
ERCAの概要	3
組織情報	
経営理念	
経営方針等	
シンボルマークの紹介	
ERCAの各業務・事業に関連する SDGsとのつながり	4
ERCAの業務内容と2018年度の実施報告	5
ERCAの今後の5年間について	7
ERCAの環境配慮 <Environment>	8
環境配慮に関する基本方針、実施体制等	
ERCAの環境配慮[全体像]	
実施計画に基づく実績報告	
◆ 温室効果ガス排出削減量	
◆ 報告1 事務所単位面積あたりの電気使用量	
◆ 報告2 省資源(コピー用紙の使用量削減)	
◆ 報告3 廃棄物の排出量	
◆ 報告4 役職員の移動やイベント実施における 温室効果ガス排出量	
◆ 報告5 環境に配慮した物品及び役務の調達	
◆ 報告6 「環境配慮のための実行計画」に基づく 役職員の環境配慮実施状況	
ERCAの社会的配慮 <Social>	17
ERCAのガバナンス <Governance>	18
監事講評	19
第三者意見	20

環境報告の基本的要件

編集方針

「環境報告書2019」は、独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)の環境配慮に関する考え方と最新の活動状況等を報告する広報ツールとして位置づけるとともに、自らの活動を振り返り、活動の改善や今後の取組のさらなる向上に役立てることを目的としています。

本報告書の対象範囲等

報告範囲: 川崎本部、東京事務所

活動報告の対象期間: 2018年度(2018年4月1日~2019年3月31日)の活動を中心に、一部に過去の活動及び次年度以降の予定などについても報告しています。

参考にしたガイドライン

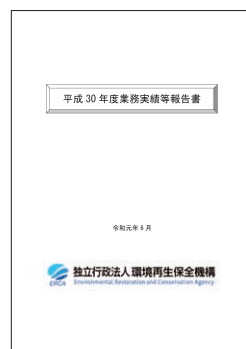
環境省「環境報告ガイドライン2018年度版」

環境省「環境報告書の記載事項等の手引き(第3版)」

公表時期: 2019年9月

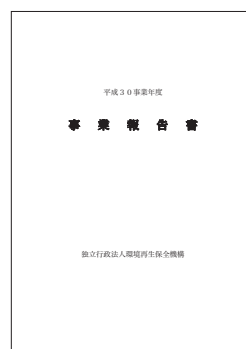
ERCAの2018年度実績報告書

業務実績等報告書



<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/pdf/h30gyomu.pdf>

事業報告書



<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/pdf/h30jigyohokoku.pdf>



Message from the president



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

小辻 智之

KOTSUJI TOMOYUKI

理事長メッセージ

このたび、2019年4月に独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）理事長に就任いたしました。

国際的な合意である持続可能な開発目標(SDGs)とパリ協定の内容を踏まえた第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）において、「地域循環共生圏」の創造等による環境・経済・社会の統合的向上がうたわれる中、ERCAとしても、その実現に貢献できるよう、これまで培ってきた専門性や人材を活かしながら、各事業をより効果的・効率的に実施していく必要があります。

このような節目の時期に理事長を拝命し、今後ERCAが果たすべき役割に思いを致すとともに、その重責に身の引き締まる思いです。

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、その有する能力や知見を活用して、公害健康被害の補償・予防、環境保全活動への助成、石綿健康被害者の救済、環境研究総合推進費の配分等を実施しております。

環境報告書は、ERCAが環境配慮に関する自らの取組状況と成果について、ステークホルダーの皆様へ情報発信することを目的として、毎年度作成し、公表しているものです。

企業や機関投資家が持続可能な社会の形成に寄与するために配慮する指標となる「環境、社会、ガバナンス（企業統治）」を「ESG」と呼びますが、本報告書では、主にE（Environment：環境）を中心にESGの順番で、2018年度の取組を報告いたします。各取組を通じて、ERCAは環境分野における様々な業務・事業を通じて、これまで培ってきた地方公共団体、保健所、企業、商工会議所、NGO・NPO、研究者等のステークホルダーとの信頼を維持・向上し、「真に環境政策の一翼を担う組織」となるよう、持続可能な社会の構築に向けて取組んでまいります。

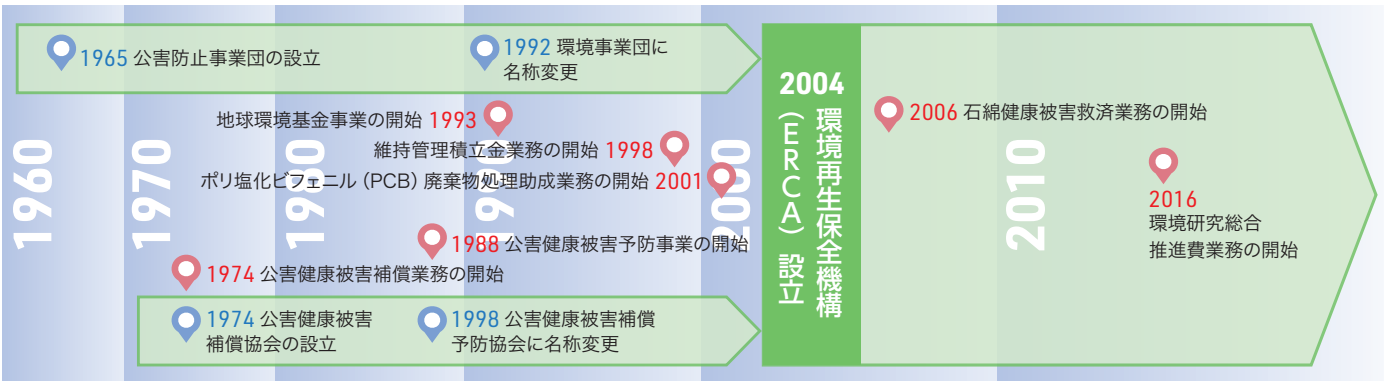
皆様におかれましては、今後とも、一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ERCAの概要

組織情報

- 組織名** 独立行政法人環境再生保全機構
- 英文名** Environmental Restoration and Conservation Agency (ERCA)
- 所在地** 本部: 神奈川県川崎市
東京事務所: 東京都千代田区
- 職員数** 148名
- 予算(2018年度決算ベース)**
収入(57,058百万円) 支出(52,665百万円)

沿革



所管省庁

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	環境大臣
2	機構法の附則に掲げる債権の管理・回収等の業務	環境大臣
3	民間団体による環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
4	3の業務以外の業務	環境大臣

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、ERCAが有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、ERCAと関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

職員行動指針

<ERCAの使命を果たすための行動>

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

<業務に取り組む姿勢>

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

5項目の「目指すべき職員像」

- ①社会に範を示し、国民に信頼される職員
- ②機構のミッション・業務目標の達成に貢献する職員
- ③周囲との連携の下、業務の効率性を追求する職員
- ④新たな課題に挑戦する職員
- ⑤明るく活気ある職場環境を育む職員

シンボルマーク



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。

ERCAの各業務・事業に関連するSDGsとのつながり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」では、2030年までに持続可能な社会を実現するために今後世界が目指すべき17の目標、169のターゲットが明示されています。

ERCAは、昨年度の環境報告書2018において、「ERCAにとってのSDGs」をテーマとした特集を組み、SDGsの視点からERCAがこれまで担ってきた各業務・事業を捉え直すことを試みました。主に、以下に記載している目標と関わりがあります。



2018年度のSDGs関連取組

全国ユース環境ネットワークの取組

地球環境基金事業の一環として、広く国民の環境活動への積極的な参加を促し、持続可能な社会の担い手を育む大きな流れを作ることを目的に、環境省とともに「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を2015年度より実施しています。同事業では、日頃から環境活動に取り組んでいる高校生の参加を募り、環境省、国連サステナビリティ高等研究所と共催で「全国ユース環境活動発表大会」を開催しています。

2018年度は、新たに8箇所で開催しました。地方大会では、日本全国の高校生が実践している環境活動の発表に加え、「SDGsについて考えよう」と題したワークショップも開催しました。高校生の皆さんがこれから活動する上で一番大切にしたい課題やテーマ、活動ビジョンや取組について「SDGs宣言」をまとめ、またワークショップを通じて高校生同士の交流を深めました。

環境研究課題とSDGsのつながり

環境研究総合推進費で実施されたSDGsの地域実装に関する研究(法政大学 川久保俊准教授)の成果として、自治体のSDGs達成に向けた進捗度合を可視化するローカルSDGsプラットフォームを紹介する映像コンテンツを放送大学と共同で制作しました(2019年放送。現在、ERCA公式動画チャンネルYouTubeで公開中)。また環境研究総合推進費の研究成果を自治体や企業を含む一般の皆様幅広く情報発信するために出展したエコプロ2018において、各研究課題の取組がどのSDGsの17目標に貢献するのかを示したリーフレットを作成し、研究内容とSDGsの関係をわかりやすく伝えました。



ERCAの業務内容と2018年度の実施報告(概要)

公害健康被害補償業務

公害により健康被害を受けられた方々への補償給付等に必要な費用を、汚染物質を排出したばい煙発生施設等設置者または特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害が発生した地方公共団体に納付する業務（*認定患者への給付は地方公共団体から行う。）を実施しています。

公害健康被害の補償

認定患者数31,877人への補償
(納付額約377億円)

公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するために、関連する調査研究、知識の普及及び研修(直轄事業)並びに地域住民の健康相談・健康診査・機能訓練、施設の整備等を行う地方公共団体に対する助成金の交付(助成事業)を行っています。

公害健康被害の予防

- ・健康相談・健康診査・機能事業への参加者 132,638人
- ・47の地方公共団体に約3.6億円を助成

地球環境基金事業

国内外の民間団体(NGO・NPO)が開発途上地域または日本国内で実施する自然保護、地球温暖化防止、循環型社会形成等の環境保全活動を支援する助成事業及び民間の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修等の振興事業を行っています。

地球環境への貢献

地球環境NGO・NPO等207団体に対し、約6億円を助成

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理助成業務

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として、中小企業者等に対して助成を行っています。

PCB廃棄物の処理

中小企業者等に対し、処理費用として約21億円を助成

最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物最終処分場の設置者から、埋立処分等の終了後における維持管理を適正に行うための維持管理積立金を預かり、管理しています。

廃棄物の適正な処理

最終処分場に係る将来の維持費として、約1,043億円の積立金を管理

石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿(アスベスト)を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた方及び指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給しています。

アスベスト健康被害者の認定・救済

石綿健康被害者を新たに1,123人認定
(前年度949人。前年度比18.3%増)

環境研究総合推進費業務

競争的資金である環境研究総合推進費の配分を通じて、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境の共生、環境リスク管理等、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の推進を目的として、研究開発を推進しています。

環境保全の技術開発

国内の研究機関による研究テーマ134件を採択し、約46億円を配分

債権管理・回収業務

旧環境事業団から承継した建設譲渡及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行っています。

債権残高を39億円圧縮

- ・債権残高を39億円圧縮 (154億円→115億円)
- ・正常債権以外の債権を11億円圧縮

ERCAは、環境分野における様々な業務・事業を通じ、「環境と社会をつなぐ」役割を果たしています。第五次環境基本計画でもうたわれているように、環境・経済・社会の3側面のバランスが取れ、統合された形で持続可能な開発を達成する考え方のもと、常にステークホルダー等と連携・協力しながら事業を進めています。長年にわたり、それぞれの事業を通じて培った知見・ノウハウを活かしつつ、とりわけ次の3点について取り組んでまいりました。

1. 社会環境の変化等に対応

ERCAは、2016年に環境省から環境研究総合推進費の配分等業務の移管を受けて、地域循環共生圏の創造や気候変動問題への対応等環境を巡る社会や政策動向の変化に柔軟に対応しつつ、若手研究者の育成や研究費への効率的な活用等を図りながら、環境分野における研究や技術開発の推進に取り組んでいます。

また、公害健康被害予防事業では、ぜん息等患者の自己管理を支援するスタッフや地域で事業を企画・実施する地方公共団体職員等を研修を通じて育成し、今後の予防事業に資する人材の確保に取り組むとともに、高齢化社会に向けて、高齢ぜん息患者の増加に着目した調査研究の課題を設定しました。

今後とも、それぞれの事業における人材育成の取組を促進・発展させることで、社会環境の変化等に応じた事業運営を進めてまいります。

2. ステークホルダー等との連携・協力

ERCAは、地球環境基金事業を通じて、NGO・NPO等の環境活動に対する支援に取り組んでいます。近年は、大学生や高校生によるユース世代の活動支援や民間企業との連携を促進するなど、支援の幅を広げながら、次世代の環境保全活動の担い手育成に重点を置いています。

環境活動の持続的発展のためには、単にニーズの把握に留まらず、若手リーダーの育成や様々な事例の評価・分析等を通じて、過去の有用な経験や環境に関する幅広い知見、地域の生活に根ざした知恵等を受け継ぎ活用していくことが大切です。

ERCAは、地球環境基金以外にも、各業務・事業ごとに、多様なステークホルダーの皆様とともに業務を行っております。今後も、各世代・各地域のステークホルダー等との連携・協力の強化に努め、環境問題の解決に向けて取り組んでまいります。

3. 環境問題の原点と向き合い、移り変わる時代の中でも変わらず続けていくこと

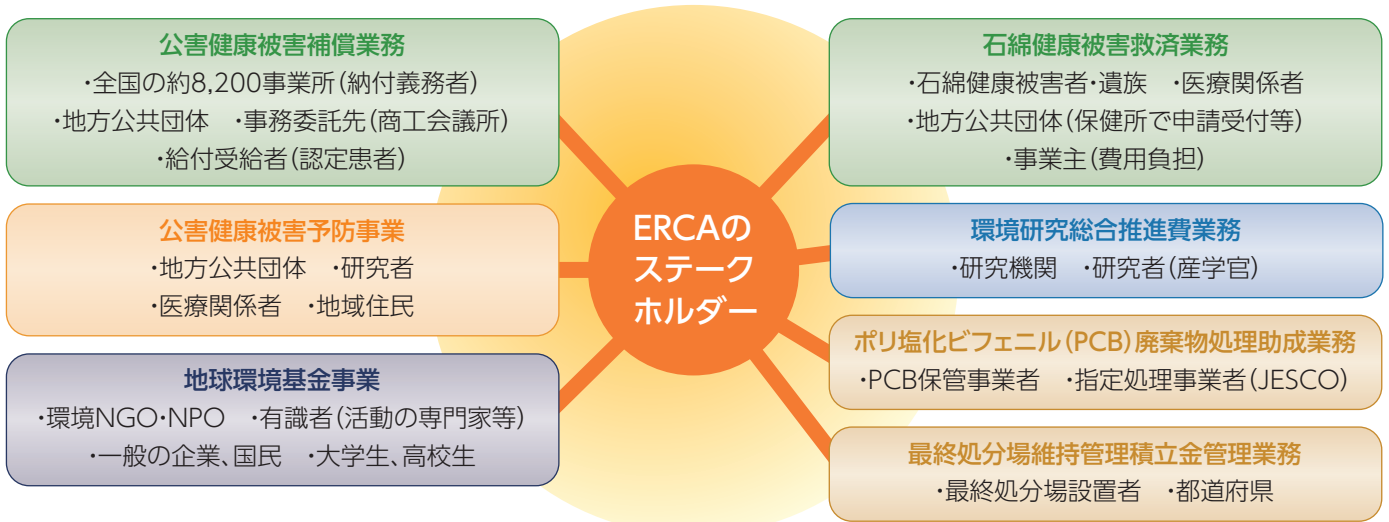
ERCAは、公害等によって健康被害を受けられた方々の補償等を行っています。補償制度が発足して50年近く経とうとしている現在でも、3万人以上の認定患者の方々の補償給付等の財源である賦課金の徴収等を行っています。

また、2006年には石綿(アスベスト)による健康被害者の救済業務を担うことになりました。石綿健康被害救済制度においては、相談・申請ともに増加傾向にある中、2018年度には申請から認定までの平均処理期間を90日(2009年度～2013年度の平均比▲61日)まで短縮するなど、的確かつ迅速な制度運営に努めてきました。

他方で、このような制度運営には、事務の効率だけでなく、一人一人の被害者の方々の立場に立って、丁寧かつ正確に対応することも大切です。

これからも、様々なステークホルダー目線と国民目線の姿勢を変えずに取り組んでまいります。

ERCAは業務によって異なる特徴があり、市民、事業者、病院関係者、NGO、行政等多岐に渡ります。



ERCAの今後の5年間について

第4期中期計画の始まりにあたり

2004年のERCAの設立から15年の月日が流れ、法人としては2019年度から新たに「第4期中期計画」が始まり、そして「令和」という新たな時代を迎えました。

ERCAの様々な事業は、「自然との調和」だけでなく環境の「環(わ)」や、「人」と「人」との「和」や「輪」に支えられながら、これまで着実に進めることができたものと考えております。

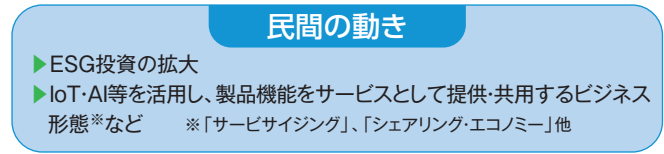
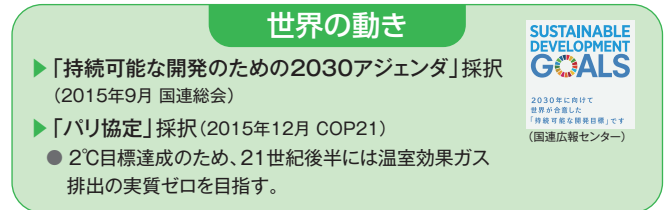
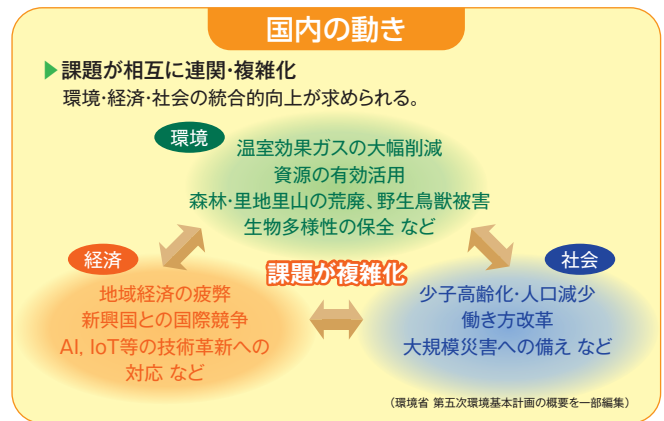
我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方の若年人口、生産年齢人口の減少などの社会的変化、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響等にも向き合う必要があります。

ERCAは、このような環境・経済・社会の変化や、事業対象者の方々のニーズ等を的確に捉えながら、各事業における「次世代の担い手」となる人材の育成や、「人」と「人」とが寄り添う関係の強化に取り組んでまいります。

また、各事業における取組を充実したものにするためには、それぞれの現場で業務に当たるERCA職員の人材育成・レベルアップも必要不可欠です。今後の事業の展開に関する検討や、研修・人材交流等の人事施策により、職員の能力向上にも並行して取組むことで、未来に向けた「人づくり」を進めてまいります。

そして、引き続き、国民の皆様からのご意見、ご要望等に真摯に対応し、サービスの向上、効果的・効率的な業務運営に努めます。

環境を巡る政策動向や社会の現状



第4期中期目標期間(2019~2023年度)の組織運営のポイント

ERCAは、業務・事業対象者の皆様を第一に、「次世代の人材育成(人づくり)」に取り組めます

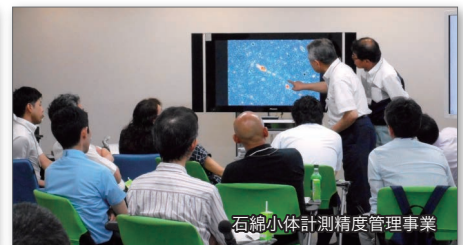
主な業務・事業における人づくりの取組



歴史の伝承
公害健康被害補償制度の趣旨や背景等についての理解を得る



専門人材の育成
公害健康被害予防事業では、ぜん息等患者の自己管理を支援するスタッフ、地域で事業を企画・実施する地方公共団体職員等を育成



専門人材の育成
石綿小体計測精度管理事業や中皮腫細胞診実習研修



若手研究者の新規性・独創性の高い研究を一層促進
若手研究者の採択枠を設定



次世代の活動の担い手の育成
地球環境基金事業の若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム等

ERCAの環境配慮

ERCAは、その根拠法及び事業内容から、事業全般が環境の保全を目的とするものです。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。ERCAの経営理念・経営方針・行動指針に従って業務を遂行するとともに、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響を削減するために、「環境配慮に関する基本方針」（平成18年10月制定）を定めています。

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

1 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

2 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

3 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

4 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

5 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

実施体制

「環境配慮に関する基本方針」に基づき、ERCAは、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」と表記）を定めることで実行すべき措置をより具体的にし、着実な削減に取り組んでいます。2017年には、環境省が定める温室効果ガス排出削減のための実施計画(*)公表を受け、実施計画の改定を行いました。環境配慮に関する主な実施体系は下図のとおりです。

(*)「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成29年3月24日）

推進体制

環境配慮

ERCAは、業務運営における環境配慮を推進するため、環境委員会を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達、環境報告書等に関して調査審議し、環境配慮のための諸活動の基本的な方向性を示しています。

そして、各種会議や衛生委員会等を通じてCOOLBIZ、WARM BIZ、ゆう活、プレミアムフライデーや定時退社の呼びかけ等、ワークライフバランスにも考慮した役職員一人一人の環境に配慮した取組を推進しています。

実施体系

環境配慮に関する基本方針

（平成18年10月策定）

温室効果ガスの排出削減等のため 実行すべき措置について定める実施計画

（平成19年度策定 平成27年度、平成29年度[※]改定）

※2015(平成27)～2018(平成30)年度までの目標を設定

環境配慮のための実行計画

（平成17年度から毎年度策定）

※平成29年度実施計画の改定に合わせ
項目の見直し(追加・削除)

環境物品等の調達の 推移を図るための方針

（平成16年度から毎年度策定）

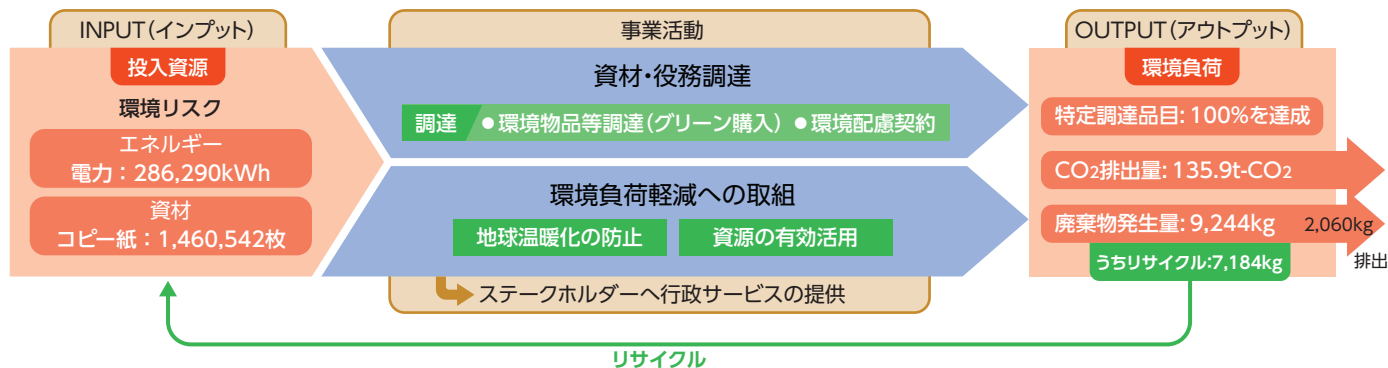
グリーン購入調達推進体制

ERCAは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第8条第1項に基づき、環境物品等の実績の概要を取りまとめています。その概要は毎年度結果を公表するとともに、環境大臣に通知しています。

ERCAの環境配慮[全体像]

ERCAの業務においては、事務所における事務業務のウェイトが高いことから、これに伴う照明等の電力消費量の削減、コピー用紙の使用量削減を通じた省資源、廃棄物の削減等を通じた環境負荷の少ない業務運営に努めています。2018年度におけるERCAの業務運営遂行のための投入資源(インプット)と事業活動に伴い排出される環境負荷の状況を以下のとおりマテリアルフローに示しています。

● 環境負荷の状況(マテリアルフロー)



事業活動に伴う温室効果ガス削減に関する算定対象

ERCAでは、実施計画や実行計画に基づき、川崎本部及び東京事務所にて事務を中心とする業務を通じて、業務上必要とするエネルギー(電気等)や発生する廃棄物に対し、個別に削減目標を設定しています。削減目標の対象とする算定対象は下表のとおりです。詳細な実績報告については10ページ以降を参照ください。ERCAは、実施計画で定めた目標達成に向けて、引き続きより環境負荷の少ない業務の実施方法を模索し、良好な環境の創出と保全を図ってまいります。

大項目	項目		温室効果ガス削減目標の設定	CO ₂ 排出量の把握	結果報告			参照ページ	
	中項目	小項目			CO ₂ 排出量	実績値	概要		数値目標達成状況
オフィス	電気使用	コンセント・照明	○	○	47.0t-CO ₂	電気消費量 286,290kWh 事務所単位あたりの電気消費量 95.4kWh/m ²	— 2017年度より新たに対象として追加 2017年度より新たに対象として追加 2018年度は昨年比で消費電力量5%減	温室効果ガス削減目標 中間目標: 達成 目標1: 達成	実績報告 ⇒ p.10 報告1 ⇒ p.11
		空調	○	○	34.7t-CO ₂				
		サーバー室	○	○	52.2t-CO ₂				
		コピー用紙使用	—	○	11.5t-CO ₂	1,460,542枚	2017年度比6.1%増加	目標2: 達成	報告2⇒ p.11
		廃棄物処理	—	○	0.45t-CO ₂	9,244kg	2017年度比削減率8.3%減 可燃ごみは98.1%増	目標3: 一部未達成	報告3 ⇒ p.12,13
役職員の移動	通勤		—	○	44.4t-CO ₂	左記に同じ	全役職員が公共交通機関を利用している		
	出張		—	○	45.6t-CO ₂	左記に同じ			
事業活動	イベントの開催	役職員の移動	—	○ (※通勤・出張と合算)	—	—		—	報告4 ⇒ p.13
		参加者の移動	—	○	37.7t-CO ₂	左記に同じ	公共交通機関の利用を推奨している		
		会場の電気使用量	—	○	7.2 t-CO ₂	左記に同じ	—		
		環境配慮物品の調達	—	×	—	特定調達品目の調達:100% 判断の基準を満たさない項目:なし	物品調達、印刷役務に対するグリーン購入を実施	—	報告5 ⇒ p.14
	環境配慮契約	—	×	—	温室効果ガスに配慮した契約の締結	環境配慮契約法を推進	—		

※上記以外の項目以外にも、役職員の日常的な環境配慮取組の点検<自己点検>を実施しました。[参照 報告6 ⇒p.16]

実施計画に基づく実績報告

ERCAは、環境省が2017年3月に公表した「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を受け、2017年10月にERCAの温室効果ガス排出削減に向けた実施計画の改定を行いました。改定後の実施計画では、対象期間を2030年度目標とし、これまで対象外としていたサーバー室や空調も対象に含めたオフィス全体の電気使用量の削減目標としました。改定2年目にあたる2018年度の実績報告は次のとおりです。

温室効果ガス削減目標に対する実績報告



● 第3期中期目標(2014年度～2018年度)における温室効果ガス排出量削減の実績推移

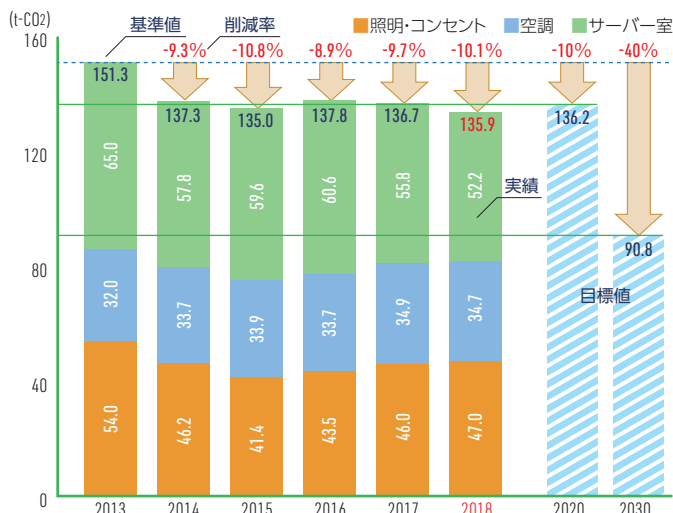
評価対象となる指標	達成目標 (基準値は、第2期中期目標期間最終年度値等)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
温室効果ガス排出量 (温室効果ガス量)	2006年度比で35%削減(改正前の目標)	-44.2%	-50.0%	-52.4%	(-44.5%) (※1参考値)	(-42.4%) (※1参考値)
	2013年度比で10%削減(改正後の目標)	(-9.3%) (※1参考値)	(-10.8%) (※1参考値)	(-8.9%) (※1参考値)	-9.7%	-10.1% (※2暫定値)

※1 改正前の目標に対する削減率。
 ※2 2017年度のCO₂排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

● 温室効果ガス削減量推移

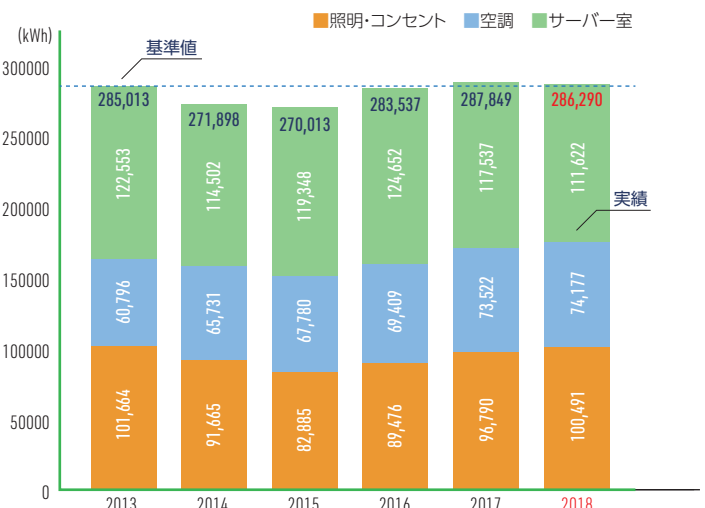
温室効果ガス削減量は、事務所の照明・コンセント及び空調、サーバー室の電力量をCO₂に換算*しています。

*CO₂算出根拠は、東京電力エナジーパートナー株式会社の排出係数を用いて算出しています。



● 電気使用量推移

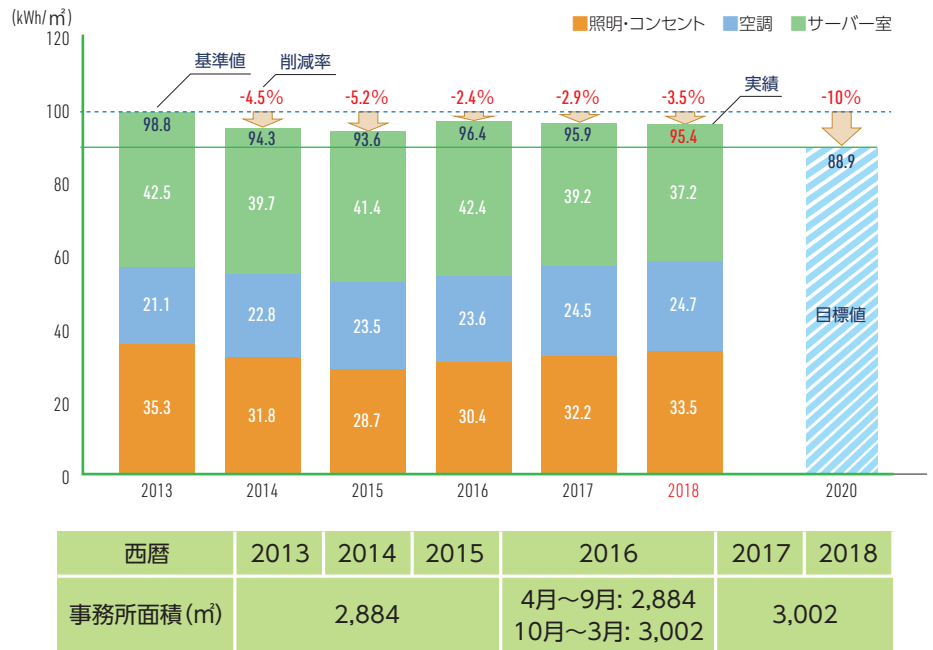
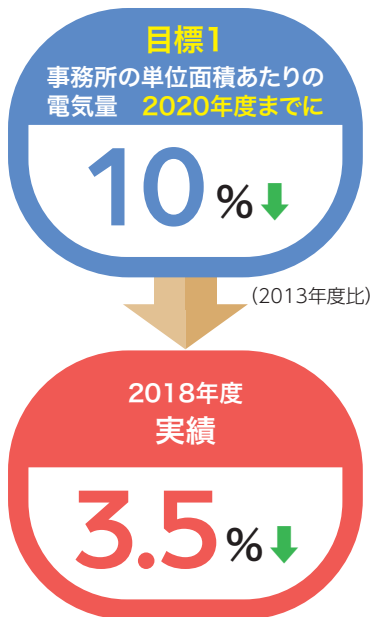
電力消費量の報告は下記のとおりです。2018年度の電気使用量は、基準年度(2013年度)比で0.4%増加しました。空調について2013年度から増加が続いており、2016年度の東京事務所新設等の影響で、基準年度比の22.0%の増加となっています。



報告1 事務所単位面積あたりの電気使用量

実施計画では、基準年(2013年度)に対し、事務所の単位面積あたりの電気使用量を2020年度までに10%削減することを目標としておりますが、2018年度の消費電力は3.5%の削減率に留まりました。2019年度は、サーバーのデータセンターへの移管を予定していることから、サーバー室の電力が削減される見込みです。2019年度は、サーバー室のみならず、照明や空調を必要以上に利用しないなどの電力削減に向けた取組を継続し、消費電力量の削減に取り組めます。

● 事務所の単位面積あたりの電気量

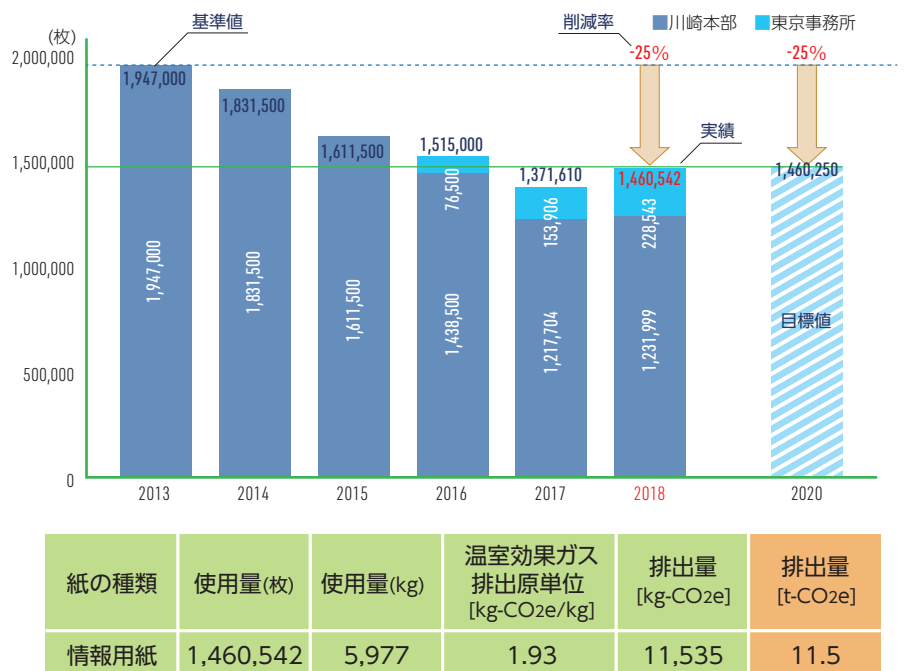
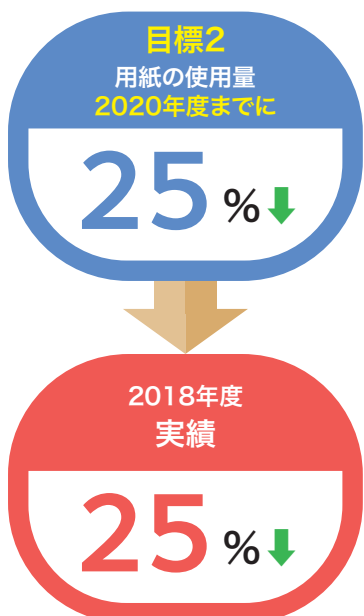


報告2 省資源(コピー用紙の使用量削減)

ERCAは、温室効果ガス削減目標の設定範囲対象外の省資源や廃棄物削減についても、用紙使用量の削減や廃棄物の削減量の数値目標を設定し、取組を行いました。

用紙使用量については、環境研究総合推進部における人員の増加等により2017年度よりも使用量が増えたものの、2013年度比で486,458枚を削減するとともに、機構実施計画において定めた削減量の目標値を2018年度も達成することができました。今後は、ペーパーレス化の推進を環境配慮のための実行計画の重点目標として定め、ERCA全体でコピー用紙の削減に努めます。

● コピー用紙の使用量



報告3 廃棄物の排出量

取組内容(分別取組)

● 事務所内のごみ分別種類

[赤字はリサイクル]

一般廃棄物

燃やすゴミ

- ビン
- 缶
- ペットボトル
- ミックスペーパー
- シュレッダー紙
- 食品類の箱(段ボールを除く)
- カレンダー
- 印刷紙
- ノート・チラシ
- クラフト紙

再利用古紙①: 段ボール
 再利用古紙②: 新聞紙
 再利用古紙③: 雑誌

産業廃棄物

不燃ゴミ①

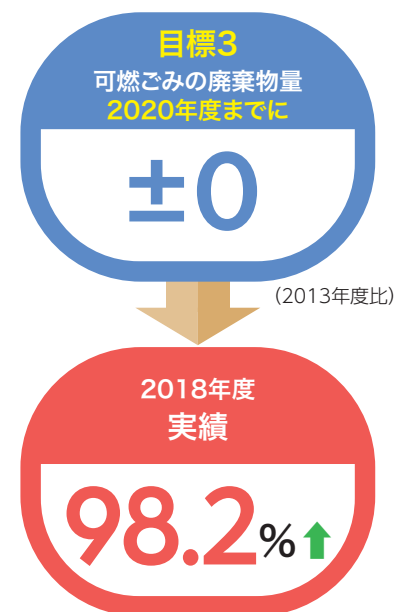
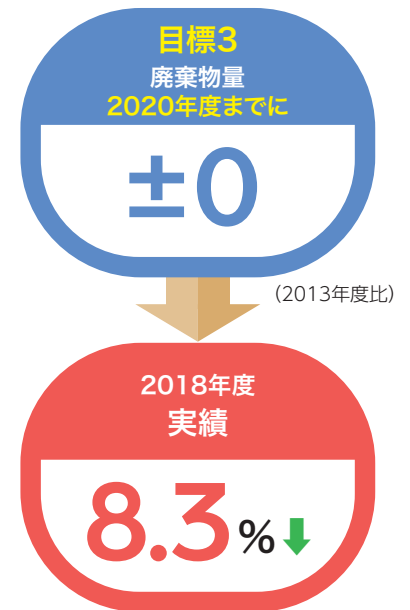
- ビニール
- 弁当くず
- お菓子等のプラ包装
- プラカップ

不燃ゴミ②

- 割れたガラス
- アルバム
- 刃物(カッターの刃など)
- ファイル、ラミネート加工されたもの
- 乾電池
- 使い捨てライター
- 文具
- クリアファイル
- 硬いプラスチック製品
- 靴、サンダル
- かばん
- 衣類
- 金属
- 蛍光灯
- 発泡スチロール



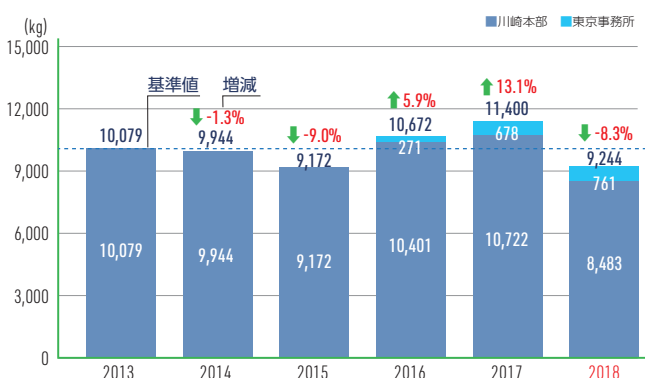
事務所内のごみ分別



取組結果1

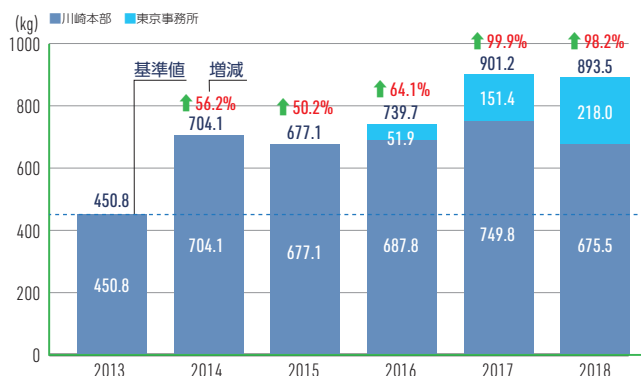
廃棄物の排出量については、2017年度に改定した実施計画に基づき、基準年度(2013年度)の排出量を上回らないこと、また、可燃ごみについても基準年度(2013年度)を上回らないことを目標として取組み、2018年度の総排出量が基準年度(2013年度)比で8.3%の削減、可燃ごみの排出量が基準年度比で98.2%増加となりました。

● 廃棄物排出量(kg)



取組結果2

● 可燃ごみ排出量(kg)



	合計	本部	東京事務所	増減
2013年	450.8	450.8		
2014年	704.1	704.1		56.2%
2015年	677.1	677.1		50.2%
2016年	739.7	687.8	51.9	64.1%
2017年	901.2	749.8	151.4	99.9%
2018年	893.5	675.5	218.0	98.2%

廃棄物排出量に伴う温室効果ガス排出量 0.45t-CO₂

● 一人当たり廃棄物排出量・可燃ごみ排出量(kg)

	廃棄物排出量	可燃ごみ排出量	一人当たり廃棄物排出量	一人当たり可燃ごみ排出量	増減(廃棄物)	増減(可燃ごみ)
2013(H25)年	10,078.5	451.0	61.1	2.7		
2014(H26)年	9,944.4	704.1	58.8	4.2	-3.7%	52.4%
2015(H27)年	9,171.6	677.1	52.7	3.9	-13.7%	42.4%
2016(H28)年	10,672.3	739.7	56.5	3.9	-7.6%	43.2%
2017(H29)年	11,400.1	901.2	60.3	4.8	-1.3%	74.4%
2018(H30)年	9,244.1	893.5	46.2	4.5	-24.3%	63.4%

廃棄物の排出量については、2017年度は東京事務所の本格稼働、川崎本部のレイアウト変更等により、基準年度(2013年度)よりも排出量が増加しましたが、2018年度は基準年度を下回ることができました。また、総排出量を一人当たりで見ると、2013年度の61.1kgから、2018年度は46.2kgとなり、約24.4%の削減となっていることから、取組が着実に継続されたことがわかります。

しかし、現時点で可燃ごみ排出量の目標は達成できていないため、今後は要因分析とともに、役職員の環境配慮への意識をさらに高め、目標達成に向けて取組みます。

プラスチックスマートに向けた取組

地球規模での汚染が懸念されている海洋プラスチック問題の解決に向け、2018年11月に「ERCAのプラスチックごみ削減の取組について」を策定しました。プラスチックごみ削減に向けて率先して取組むべく、会議等におけるプラスチックを用いた飲料の提供の中止等を定め、マイバック・マイボトル利用の促進、ペットボトル・レジ袋の削減を進めています。2019年度は取組を継続し、同年度実行計画における重点項目と位置づけ、さらなる削減を図ります。

報告4 役職員の移動やイベント実施における温室効果ガス排出量

ERCAは、電気、廃棄物、コピー用紙のほか、役職員の出張・イベント等の開催に伴うCO₂排出量の把握に努めています。ERCAは、事務所が公共交通機関の利用に至便な地にあることから公用車を有しておらず、全ての役職員の業務時の移動は、可能な限り鉄道やバス等の公共交通機関を利用しています。2018年度の役職員の移動や出張に伴う温室効果ガス排出量は次のとおりです。また、イベント等の実施に伴う会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の推奨などを通じ温室効果ガスの排出削減についても取組んでいます。

役職員の通勤に伴う温室効果ガス排出量	44.42t-CO ₂
役職員の出張に伴う温室効果ガス排出量	45.56t-CO ₂
参加者(委託先)の移動に係る温室効果ガス排出量	37.79t-CO ₂
ERCAの会議・イベント等の開催に伴う温室効果ガス排出量	7.24t-CO ₂

報告5 環境に配慮した物品及び役務の調達

環境物品等の調達(グリーン購入)

ERCAは、事業活動を行う際に必要な物品及び役務の調達にあたり、環境に配慮した物品及び役務(環境物品等)の調達を行っています。

環境物品等の調達(グリーン購入)にあたって

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第7条第1項に基づき、環境物品等の調達方針を定めています。この調達方針では、環境負荷の少ない物品を調達するために、様々な分野の商品に詳細な基準を設けており、実際の調達時には、担当者が基準を満たした商品であることを確認した上で、調達を行っています。

環境物品等の調達(グリーン購入) 報告

2018年度における物品及び役務の調達にあたっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

特定調達品目の調達状況

- ▶ 目標設定を行う品目：100%を達成
- ▶ 判断の基準を満たさない物品：なし

特定調達物品以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めました。

調達にあたり業者の環境配慮を促進するため、次の点について仕様書に明記しました。

- ▶ 物品等の納入にあたっては、クラフト包装など簡易包装とすること
- ▶ 役務の提供事業者には、業務実施について環境物品等の使用を推進すること
- ▶ 特定調達品目外の調達においても可能な限り環境配慮型商品の調達に努めること

2019年度においても引き続きグリーン購入法の趣旨を各調達部門に徹底するとともに、判断基準を満たす物品等の調達に努めます。

環境配慮契約の契約状況

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)」に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図りました。

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー回収事業(ESCO事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結やESCO事業については、ERCAが民間ビルの一テナントであることから行うことは困難な状況です。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約締結の該当はありません。

グリーン購入の調達や環境配慮契約に関する詳細報告は、ERCAホームページでも公表しています。



環境配慮物品等の調達実績概要



<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/index.html>



環境配慮契約の締結実績概要



https://www.erca.go.jp/erca/shotatsu/kankyo_teiketsu.html

環境保全等を目的とした社会貢献債(ソーシャル・ボンド)の購入

環境保全等の社会貢献事業への支援を目的として発行された社会貢献債(ソーシャル・ボンド)を購入しています。2018年度の実績は次のとおりです。

● 2018年度購入実績

独立行政法人国際協力機構債

4億円

報告6 「環境配慮のための実行計画」に基づく役職員の環境配慮実施状況

ERCAでは、p8～p14の実行計画や年度計画に基づき、日常の業務等における環境配慮活動を把握するとともに、今後実施していく具体的な取組を明らかにするために、毎年度「環境配慮のための実行計画」(以下「実行計画」)を定めています。これにより、業務における環境配慮の徹底を図り、2018年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう積極的に取組を行っています。この実行計画で定められた環境配慮活動の実施状況を把握するため、2018年9月及び2019年2月に役職員全員を対象に自己点検調査を実施しました。その平均値は右表のとおりです。

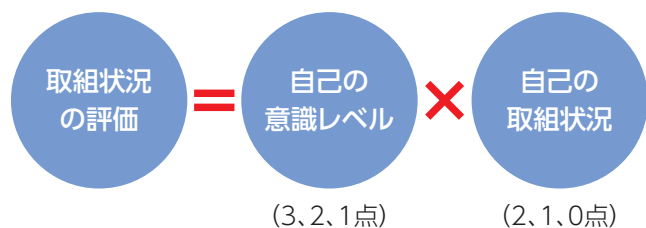
対象者: ERCAに勤務する役職員全員
点検方法: 対象者に対してアンケートを実施

〈点検内容〉

対象分野である省エネルギー(電気使用量の削減)、省資源(用紙類の使用量削減)、廃棄物の排出抑制・リサイクルごとに定められた個々の環境配慮活動の項目について、役職員が自己の意識レベルと自己の取組状況を点数化しました。

自己の意識レベル	
環境保全に重大な効果がある	3
環境保全にかなり効果がある	2
環境保全に多少効果がある	1

自己の取組状況	
「既に取り組んでいる」	2
「さらに取組が必要」	1
「取り組んでいない」	0



2018年度計画のポイント

2017年度未達成項目を踏まえ、2018年度実行計画では、次の点について重点項目を定めました。

(1) 廃棄物の排出抑制

2017年度の可燃ごみ量が基準年度(2013年度)比で2倍近く増加したことにより、全体のごみ排出量が基準年度よりも増加した結果を踏まえ、2018年度は、排出抑制等を強化し、プラスチックスマートの取組を積極的に実施しました。各職員の取組評価も◎を達成し、2018年度のごみ排出量は基準年度の実施目標を達成しました。

(2) 2017年度の電気使用量の削減結果について

2020年度までの目標を達成することができなかったことから、エネルギー並びに省資源の取組で、特に役職員が日常的に取り組む項目を重点項目としました。併せて、冷蔵庫の効率的使用の項目(I-6)について、2018年度項目に新規追加しました。

2018年度の実施評価

2017年度より改善傾向にある項目は、全32項目中13項目あり、残り19項目のうち13項目は、2017年度及び2018年度評価もいずれも◎であったことから、年々評価が向上している状況です。

ERCAは環境政策の実施機関として、すべての項目の実施状況が「◎」となることを目指しているものの、2018年度は、次ページの表のうち、○や△が付いている10項目で未達成でした。

そこで、2019年度の機器更新では全職員のパソコンを持ち運び可能なノートパソコンにすることで、会議資料等の電子化を進め、用紙使用量の削減を図ることとしています。

また、社会貢献については、2018年度においても取組が不十分なままとなっています。

2019年度は、役職員に向けて、国等の環境関係の行事、NGO・NPOが行う環境保全活動等及び家庭部門における温室効果ガスの排出削減に関する情報提供を積極的に行います。

実施項目と自己点検調査結果

◎: 4.1 点以上 ○: 4.0 ~ 3.1 点 △: 3.0 ~ 2.1 点 ×: 2.0 点以下 ★: 2018 年度重点

I. エネルギー(電気使用量の削減) / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
2 残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎	◎	⇒	★
3 ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
4 昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎	◎	◎	◎	⇒	★
5 プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	○	◎	◎	○	⇒	★
6 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	△	△	◎	◎	—	
7 近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
8 ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	◎	◎	◎	↑	
9 夏期における軽装(クールビズ)、冬期における重ね着等服装(ウォームビズ)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	◎	◎	◎	◎	⇒	

II. 省資源(用紙類の使用量削減) / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	○	◎	◎	◎	↑	★
2 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	○	○	○	○	⇒	★
3 外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	◎	◎	○	⇒	
4 研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	○	◎	○	◎	⇒	
5 要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	◎	◎	◎	↑	
6 外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	○	○	○	○	⇒	★
7 プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
8 プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙(片面使用済みのコピー用紙)を使用する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
9 印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	◎	◎	◎	○	↓	
10 資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	△	△	○	◎	—	
11 ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○	○	◎	◎	↑	
12 使用済み封筒の再利用に努める。	○	△	○	○	↑	

III. 節水 / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	◎	◎	◎	◎	⇒	

IV. 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。	○	◎	◎	◎	↑	★
2 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	◎	◎	◎	◎	↑	★
3 店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○	○	◎	◎	↑	★
4 紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎	◎	◎	◎	⇒	
5 シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	◎	◎	◎	◎	↑	

V. イベント等の実施における環境配慮 / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	◎	◎	◎	↑	

VI. ワークライフバランスへの配慮 / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日(一斉定時退出日)とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。	◎	◎	◎	◎	↑	★
2 全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。	○	○	◎	◎	↑	★

VII. 役職員に対する啓発及び社会貢献 / 環境配慮実施項目	点検時期					
	2017年12月	2018年3月	2018年9月	2019年2月	対前年比較	
1 役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	△	△	△	△	⇒	★
2 「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検を行い、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加するよう努める。	×	△	○	○	↑	★

ERCAの社会的配慮

ダイバーシティの推進に向けた取組

ERCAは、ワークライフバランスの推進や年度計画に基づく業務効率化が、温室効果ガスの削減対策にも寄与するとの考えのもと、すべての人が働きやすい職場作りを目指し、子育て支援や障がい者雇用等に取り組んでいます。近年、政府においても性別、年齢、国籍、障がい等によらず、多様な人材が能力を最大限に発揮できるダイバーシティの推進が成長戦略の一環として位置づけられていることを踏まえ、多様な人材を活用し、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目的として、ダイバーシティ・マネジメントを進めています。

障がい者雇用

当機構において法定雇用枠を満たす4名の雇用を達成しています。引き続き定着支援等に取り組めます。

役員・管理職の女性登用の状況

役員及び管理職の女性登用について「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）等を踏まえて、法人としての目標を設定し、実現に向けて取組を行いました。

	2019年3月末	目標(2021年3月末)
役員	役員6名中1名(16.7%)	1名/6名
管理職	管理職(課長級以上) 31名中2名(6.5%)が女性	8.0%

仕事と介護の両立



2018年12月
かながわサポートケア
企業認証を受けました

かながわサポートケア企業

神奈川県内に拠点を持つ企業等のうち、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援していることを神奈川県が認証する制度です。ERCAは2018年12月に黒岩知事より認証状が授与されました。

2018年度新たに実施

ライフプラン研修

結婚、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に関する考え方や働き方などを学ぶことを目的に実施

キャリアアップ推進研修

女性のキャリアアップの推進を目的とし、「3・4等級女性職員研修」を実施。

各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、2018年度は計74講座、17研修の各種講座・研修を実施しました。また、2018年度は女性活躍推進や働き方改革等の推進を目的とした研修を新たに実施しました。

社会貢献活動の推進

ERCAでは、職員による自発的なボランティア活動の推進及び社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組を推進しました。

①社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組実績

プラスチック製品リサイクルや3R活動を中心に下記の取組を行いました。

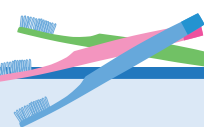
新宿区立環境学習情報センターが実施する
「素敵なカレンダーを捨てるなんて、もったいない!キャンペーン」に参加
不要な2019年カレンダーや手帳について寄付を行いました。



「冷凍食品容器リサイクルプログラム」の社会実験に参加

テラサイクルジャパン合同会社が実施する
「ハブラシ回収プログラム」に参加

プラスチック製品のリサイクルに協力しました。



古着・おもちゃ等の寄付

②ボランティア活動実績

事務所所在地の川崎市に関連するスポーツイベントにERCA職員が運営ボランティアとして参加し、給水スタッフとしてランナーをサポートしました。

2018
川崎国際多摩川マラソン
2019
多摩川リバーサイド駅伝in川崎



ERCA SOCIAL

ERCAは、2015年度の独立行政法人通則法改正を受けて、役職員が的確に職務を執行することで、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について業務方法書に明記し、「内部統制基本方針」を改正するなど、ガバナンスを強化しています。

1.ガバナンスの状況

(1)主務大臣

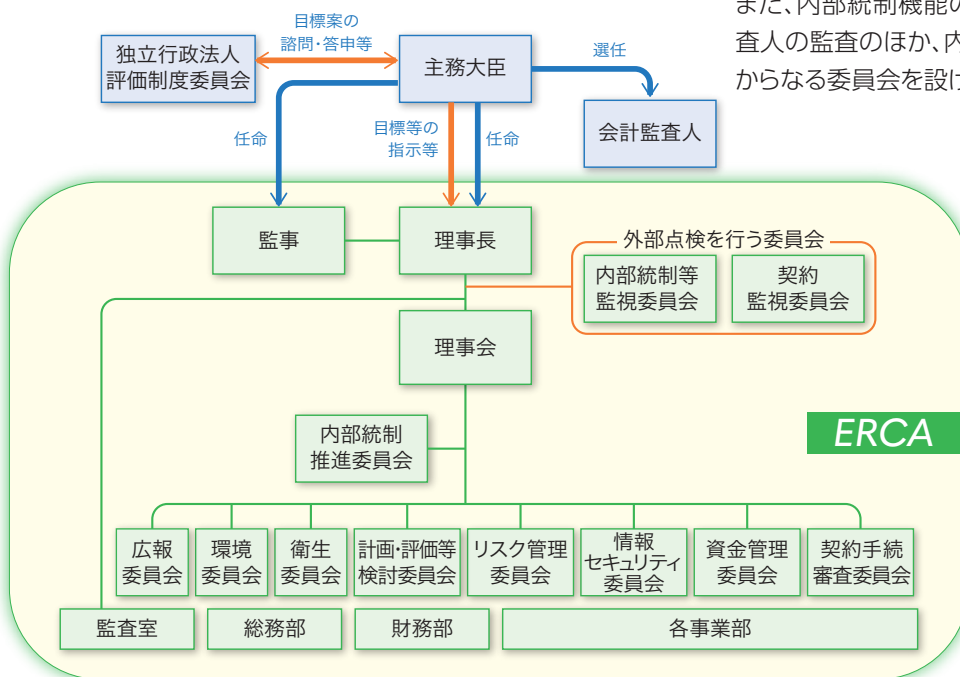
ERCAの各業務・事業や役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項についての主務大臣は環境大臣です。ただし、地球環境基金事業については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が主務大臣となっております。

(2)ガバナンス体制図

ERCAのミッションを効率的かつ効果的に果たしていくためのガバナンス体制は左下図のとおりです。

なお、内部統制の取組については、機構内に設置している内部統制推進委員会を進捗管理等を行っています。

また、内部統制機能の有効性チェックのために監事や会計監査人の監査のほか、内部統制等監視委員会など外部有識者等からなる委員会を設け、定期的に点検を受けています。



内部統制システムの整備詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

独立行政法人
環境再生保全機構
業務方法書



ERCA GOVERNANCE

2.業務運営上の課題・リスク及びその対応等

(1)リスク管理の状況

2017年度に策定した「環境再生保全機構リスク管理方針」の内容拡充を行いました。具体的には、影響度の特に大きなリスクについての日常的モニタリング制度による点検手順を明確化するとともに、不正行為や事務事故等の環境省への報告について明記しました。

また、リスク管理委員会を半期ごとに開催し、事務事故等の発生について情報共有を行う等、類似事故の再発防止等に努めています。

(2)重要な個人情報の漏えい

ERCAの各業務に関わる個人情報等の漏えいリスクは、極めて重大なリスクの一つであり、外部からの侵入や不正持ち出し、業務遂行上の事務事故などによる情報流出を未然に防ぐ必要があります。そのため、当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「機構の保有する機微な個人情報の漏洩リスク管理方針」に基づき日常的なモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

(3)コンプライアンスの推進

職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を行うことで、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの確認を行いました。

また、全役職員を対象としてコンプライアンス研修を実施し、とりわけ「職員の秘密保持義務」をテーマとして説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図りました。

(4)「ERCA業務継続計画(BCP)」に基づく訓練の実施

ERCAは、BCP(業務実施計画)の観点から、大規模災害発生への対応に努めており、2018年度は非常時優先業務の実施訓練を行いました。

温室効果ガス(CO₂)算定方法

○電気使用量

2017年度の実排出係数(東京電力エナジーパートナー株式会社)を用い、排出係数を暫定値としています。

○コピー用紙

ERCAオフィスで使用したコピー用紙を対象に、原料採取から製紙工場における製品生産までの生産工程におけるCO₂排出量について算定しています。算定にあたっては、「CFPコミュニケーションプログラム基本データベースVer.1.01(国内データ)」における排出原単位を用いています。

○廃棄物排出量

ERCAオフィスで発生した一般廃棄物を対象として、焼却する廃棄物とリサイクルする廃棄物とに分けて、焼却する廃棄物については焼却施設までの廃棄物輸送により排出されるCO₂及び焼却段階におけるCO₂の排出量について、リサイクルする廃棄物についてはリサイクル施設までの輸送により排出されるCO₂及びリサイクル準備段階において発生するCO₂について、ごみの種類別に算定して合計しています。輸送段階におけるそれぞれのCO₂の算定については、2トントラックにより、積載率50%、片道100kmの条件により輸送を行うと仮定して算定しています。排出係数には「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース(ver.2.6)」の排出原単位を用いています。焼却段階及びリサイクル準備段階においては「カーボンフットプリント・コミュニケーションプログラム(CFPプログラム)基本データベースVer.1.01(国内データ)」の排出原単位を用いています。

○役職員の移動時に発生するCO₂排出量

役職員の通勤及び出張における鉄道・飛行機の利用に伴う1人当たりのCO₂排出量について、駅すばあと©による数値を用いて推定値を合計して算定しています。(駅設備、信号機器等の電力使用に伴うCO₂排出量は対象外。)

○ERCA主催の会議・イベント等に係るCO₂排出量

①会議等の参加者等の移動に伴うCO₂排出量

「カーボン・オフセットガイドラインVer.1.0」(※1)に基づき、参加者及び事務局スタッフの移動における鉄道・飛行機の利用に伴う1人当たりのCO₂排出量を駅すばあと©による数値を用いて算定しています。

▶参加者の移動距離: 各会議・イベント等の内容・規模等から想定した平均的な距離

▶事務局スタッフの移動距離: 所属先の所在地と会場までの距離

②会場の電気使用に伴うCO₂排出量

「カーボン・オフセットガイドラインVer.1.0」※1に基づき、会議・イベント等における会場の電気使用に伴うCO₂排出量を合計して算定しています。

※1「カーボン・オフセットガイドラインVer.1.0」P.39~42

監事講評

独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)「環境報告書2019」の評価

1. 評価の目的

「環境報告書2019」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性及び検証可能性の観点から評価を行いました。

2. 実施した手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(2014年5月)を参考に実施しました。

3. 評価対象項目

- ①事業活動に係る環境配慮の方針等
- ②主要な事業内容、対象とする事業年度等
- ③事業活動に係る環境配慮の計画
- ④事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
- ⑤事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- ⑥その他(コミュニケーション、規制の遵守状況)

4. 評価結果

評価対象項目について評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。

2019年9月

監事: 斎藤仁

監事: 生田美弥子



独立行政法人環境再生保全機構(ERCA) 「環境報告書 2019」第三者意見

奥 真 美

首都大学東京・都市環境学部教授

専門は環境法・行政法。環境省特定調達品目検討会、東京都環境影響評価審議会、横浜市環境影響評価審査会のほか、大田区、江東区、浦安市、八王子市、調布市、小平市、国分寺市、小田原市、横須賀市の環境審議会等の委員などを務める。

1. 「環境報告書2019」と他の報告書との関係性について

ERCAがこれまで発行してきた環境報告書では、その時々的重要な出来事や国内外の潮流を踏まえたタイムリーなテーマや課題について、ERCAの事業活動と関連付けながら取り上げる、読み応えのある特集が組み込まれてきました。加えて、ERCAの各種事業の実績とそれらを通じた環境への貢献について、データや画像を効果的に組み込んで、分かり易く伝える工夫がなされてきました。こうしたことを通して、ERCA本来の事業活動がどのように社会的課題や環境問題への解決に寄与するものとなっているのかを、可視化することがある程度できていたと思います。

「環境報告書2019」からは、従来の構成を見直して、特集および業務内容・事業実績報告をそれぞれ1~2頁とごくコンパクトに記載するとどめ、基本的には一事業者としてのERCAによる環境配慮の取組みと実績を中心に紹介しています。地球環境基金事業、公害健康被害予防事業、石綿健康被害救済業務、環境研究総合推進業務、公害健康被害補償業務といった環境政策課題に対応する重要な事業・業務の詳細と実績は、別途、独立行政法人通則法に基づき策定されている「業務実績報告書」に集約するという整理がなされたようです。また、ERCAの財務情報については、上述の通則法に基づき「事業報告書」に取りまとめられています。このように、現状では環境配慮促進法に基づく「環境報告書」のほか、通則法に基づく「業務実績報告書」および「事業報告書」の、合計3本の報告書がERCAによって発行されています。このうちの前二者は、両者の根拠法が異なるとしても、環境政策実施機関であって本来業務そのものが環境保全に直結するものであるというERCAの独立行政法人としての特性を踏まえるならば、密接不可分の内容を含むものとして一体的に(願わくは一本の報告書として)取りまとめられて然るべきものと考えます。

また、2018年9月に「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」(※)が策定・公表され、同ガイドラインでは「事業報告書」を、広く国民その他の利害関係者を対象として、財務情報に加えて、非財務情報、過去・現在・将来の時点を踏まえた情報を含み、独立行政法人の業務運営状況の全体像を簡潔に説明するものとして位置づけています。すなわち、「事業報告書」には「業務実績報告書」ならびに「環境報告書」のエッセンスが盛り込まれることになり、より詳細は各報告書に委ねるとしても、全ての報告書の関係性とそれらがカバーする内容の全体像は「事業報告書」において示されることが期待されています。

こうした要請も踏まえて、ERCAとして3つの報告書の関係性をどのように整理し、いかなるターゲットを念頭においてどの媒体でいかなる情報を提供していくのかについて、トップメッセージとして明確な方向性を打ち出したうえで、報告書間で体系立った全体としてストーリー性のある情報提供がなされていくことが求められます。

(※) 独立行政法人評価制度委員会会計基準部会、財務制度等審議会財政制度分科会法制・会計部会『独立行政法人の事業活動に関するガイドライン』(平成30年9月3日)

2. 「ERCAのSDGs」とその後について

昨年の環境報告書では、「ERCAのSDGs」と題した特集が生まれ、ERCAが担っている業務・事業全般をSDGsと関連づけて捉え直したうえで、若手職員がSDGsワークショップにおいて自身の仕事をSDGsとのつながりを意識して整理することで、改めて業務の社会的意義を認識するのみならず、2030年とそれ以降の将来に向けたビジョンを各自がもつ好機になったことが紹介されていました。このため、それ以降のSDGsを踏まえた取組みの状況について、「環境報告書2019」でどのような報告がなされるのかを楽しみにしていたところです。

ところが、「環境報告書2019」では昨年同様のSDGs関連事業の整理のほか、2つの具体的な事業が紹介されるにとどまっており、実質的な意味での昨年からの深化・進化を確認することができませんでした。SDGsに該当するどのような目標を各部署で整理・共有し、さらには、部署間の横の連携を深めつつ、異なる職位・職種・世代間でのコミュニケーションの充実を図りながら、具体的にいかなる取組みや事業を展開していくのかが問われているといえます。これについては今後に期待したいと思います。

3. ESGのEに係る取組みについて

「環境報告書2019」では、環境・社会・ガバナンス(ESG)の順番でERCAの取組みが紹介されていますが、このうちEに係る取組み状況に係る目標とそれに照らした実績ならびに役職員の環境配慮実施状況に関する報告が中心的な部分を占めています。事業活動にともなうCO2排出量については、オフィスでの紙・ごみ・電気の消費に加えて、役職員の通勤・出張、さらにはイベントの開催による役職員・参加者の移動に係る排出量もすべて把握し算出されています。こうした貴重なデータやその把握方法を組織内外で有効に活用していく方途についても、ぜひ積極的に検討されていかれると良いのではないのでしょうか。

また、取組みの実績や実施状況に係る要因分析と評価が必ずしも十分になされておらず、今後の改善や展開の方向性が示されていない点もいまだ散見されます。さらには、たとえば、環境保全等を目的としたソーシャル・ボンドの購入や社会貢献などのように、取り組んでいることは分かるものの、具体的な内容の記述を欠いていることから実態が分からず、結果として血の通った人の顔の見えるレポートになり得ていないという点は残念です。これらの点について改善が図られていくと「環境報告書」としてより充実したものとなるでしょう。

4. 今後に向けて

2019年度からはERCAの「第4期中期計画」がスタートし、その中では次世代の担い手となる人材の育成が大きな柱のひとつに掲げられています。環境政策実施機関として、また、一事業者として、ERCAが環境関連業務ならびに環境保全活動を展開していくうえでの要となる「環境人材」をどのように、着実に、育成していくのかが問われています。今後はこれに関するビジョンと状況についても報告がなされていくことを大いに期待しています。

SNSの取組

Twitter (予防事業)

https://twitter.com/ERCA_yobou



Twitter (地球環境基金)

https://twitter.com/ERCA_kikin



ERCAホームページ

<https://www.erca.go.jp>



Instagram (地球環境基金)

https://www.instagram.com/erca_kikin/



ERCA Youtubeチャンネル

<https://m.youtube.com/channel/UCOZYk6vL5fqkPTWBLNinccQ>



本部: 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階、9階

TEL: 044-520-9501 FAX: 044-520-2131

東京事務所: 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル3階

TEL: 03-3237-6600 FAX: 03-3237-6610

発行: 2019年9月

環境報告書に関するお問い合わせ、ご意見先

総務部企画課

TEL: 044-520-9517 FAX: 044-520-2131

E-mail: erca@erca.go.jp

